

第 12 回特定外来生物等専門家会合  
議論の結果

環境省外来生物対策室

令和 2 年 6 月 22 日から 6 月 26 日にかけて書面開催を行った第 12 回特定外来生物等専門家会合において、収集した知見を基に検討を行ったところ、下記のとおり結論を得た。

○下記の 4 科、4 種群、5 種について、特定外来生物への指定が適当である。

【昆虫類等陸生節足動物】

- ・ハヤトゲフシアリ (*Lepisiota frauenfeldi*)
  - ・ソレノプシス・ゲミナタ種群 *Solenopsis geminata* species group
  - ・ソレノプシス・サエヴィシマ種群 *Solenopsis saevissima* species group
  - ・ソレノプシス・トゥリデンス種群 *Solenopsis tridens* species group
  - ・ソレノプシス・ヴィルレンス種群 *Solenopsis virulens* species group
- ※上記 4 種群に含まれる種間の交雑種も含む。

【その他無脊椎動物】

- ・ディケロガンマルス・ヴィルロスス (*Dikerogammarus villosus*)
  - ・ザリガニ科の全種 (Family *Astacidae*)
  - ・アメリカザリガニ科の全種 (Family *Cambaridae*)
- ※アメリカザリガニ (*Procambarus clarkii*) を除く。
- ・アジアザリガニ科の全種 (Family *Cambaroididae*)
- ※ニホンザリガニ (*Cambaroides japonicus*) を除く。
- ・ミナミザリガニ科の全種 (Family *Parastacidae*)

【植物】

- ・エフクレタヌキモ (*Utricularia* cf. *platensis*)
- ・ウトゥリクラリア・インフラタ (*U. inflata*)
- ・ウトゥリクラリア・プラテンシス (*U. platensis*)

※上記 3 種については、外来生物法第 2 条第 1 項に基づく生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものの器官として、「茎」も特定外来生物に指定する。

○下記について、特定外来生物からの除外が適当である。

【その他無脊椎動物】

- ・オガサワラモクズガニ (*Eriocheir ogasawaraensis*)

※今回指定候補から除外されたアメリカザリガニの取扱いについて

本会合において、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）において緊急対策外来種に選定されているアメリカザリガニについては、生態的影響（あるいは生態的特性）としては特定外来生物に指定する要件を満たしているものの、現行法下において指定した場合、飼育個体の大量遺棄が懸念されるなど、社会的な混乱を引き起こすことが懸念されるため、今回の指定は見送ることが適当とされた。

これを踏まえ、環境省としては、次期法改正に向けて対応方法を検討するとともに、当面の対応として、アメリカザリガニの生態系への影響と生息域の拡大防止について改めて知見の収集や普及啓発、各主体による取組への支援を強化していくこととする。